

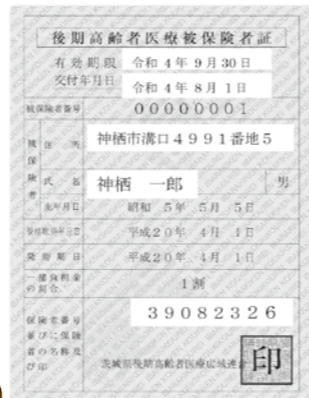
後期高齢者医療保険

国保料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎029-309-1213
 保険料の納付について 国保年金課 ☎0299-90-1143

新しい被保険者証を発送します

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」(緑色)の有効期限は、7月31日です。7月中旬から茶色い封筒で新しい被保険者証を郵送しますので、記載内容をご確認ください。

8月1日からは、新しい被保険者証(紫色)を医療機関窓口へ提示してください。7月20日までに届かない場合は、ご連絡ください。
 ◎窓口負担割合の2割負担導入に伴い、新しい被保険者証の有効期限は9月30日となります。10月1日からの新しい被保険者証は、9月中旬の送付予定です。



保険料額決定通知は7月中旬(年金から天引きの場合は7月下旬)に送付します

2022年度の後期高齢者医療保険料率等が決定しました

1年間の保険料額
(100円未満切捨て)
賦課限度額 66万円

均等割額
加入者全員が公平に負担
46,000円

所得割額
所得に応じて負担
(2021年中の所得-基礎控除額)
×8.50%

国民健康保険 被保険者証を発送します

国保年金課 ☎0299-90-1142

8月1日(月)から使用する「国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)」を白色の封筒で7月中旬に送付します。窓口交付を希望する方は、7月8日(金)までに国保年金課にご連絡ください。窓口での受け取りは7月15日(金)からとなります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での受け取りは極力お控えください
 ※被保険者証は、特定記録郵便で送付します。発送件数が多いため、地区によっては到着に時間がかかる場合があります

2022年度 神栖市職員採用試験(第3回)

申・国職員課 ☎0299-90-1127
 〒314-0192 神栖市溝口4991-5



申込期限 7月22日(金) 試験日 7月27日(水)

任用期間 9月1日~2024年3月31日

職種・採用予定人員

任期付事務=2人程度

対象=次のすべてを満たす方

- 1972年4月2日~2004年4月1日に生まれた
- 2022年3月までに高等学校以上を卒業
- 現在、神栖市任期付職員として任用されていない

申込資料の請求方法

市ホームページから取得するか、郵送または問合先に直接お越しください。

【郵便で請求する場合】

封筒の表に「職員採用試験(希望職種)申込用紙請求」と朱書きし、返信先・電話番号・希望職種を明記した書面と140円分の切手を同封

国民健康保険税が変わります



国保年金課 ☎0299-90-1142

市ではこれまで、国民健康保険税(国保税)の算出方法を3方式(所得割・均等割・平等割)としていましたが、簡潔で公平な賦課方式として2方式を県内市町村統一で採用する方針が、茨城県から示されました。これに伴い、市では今年度から平等割を廃止し、2方式に変更します。

変更前(3方式)	変更後(2方式)
所得割(各個人の所得に応じて計算)	所得割(各個人の所得に応じて計算)
均等割(1人あたり)	均等割(1人あたり)
平等割(1世帯あたり)	※平等割は廃止

国保税額への影響

平等割の廃止による減収分を補うため、平等割分を所得割と均等割に振り分けています。そのため、人数の少ない世帯は税額が減額し、人数の多い世帯は増額する傾向となります。

そこで市では、国民健康保険支払準備基金(※)を活用して、課税総額(市で集めるべき総額)を見直し、税額の引き上げ幅を抑えます。

※市が、県に納める事業費納付金や市の保健事業などに充てるための積立金

税率などの変更

	変更前			変更後		
	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	6.6%	2.5%	1.5%	6.4%	2.3%	2.0%
均等割	21,500円	6,000円	13,500円	34,000円	12,500円	14,000円
平等割	24,000円	8,000円	-			

※介護保険分は、変更後も40歳以上65歳未満の被保険者のみ課税となります

子育て世帯への支援(均等割額軽減・減免の実施)

国の軽減措置と併せて、市では独自に18歳以下(※)の均等割を5割減免します。申請は不要です。

※2022年度は、2004年4月2日以降に生まれた方を対象に、18歳に達する日以後最初の3月31日までの国保税を減額します

国の軽減措置

未就学児の均等割額を5割軽減



神栖市独自の減免措置

未就学児を除く18歳以下の均等割を5割減免



国保税額の比較例(年額)

【例1】	【例2】	【例3】
70歳の1人世帯(所得なし)	35歳夫婦と小学生の子2人の4人世帯(夫の所得が300万円)	60歳夫婦と30歳の子の3人世帯(子の所得が300万円)
変更前=17,800円	変更前=375,800円	変更前=375,300円
変更後=13,900円	変更後=363,000円	変更後=391,000円

市独自の減免措置を適用

納税通知書は、7月中旬(年金から天引きの場合は8月上旬)に世帯主へ送付します